



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年6月15日火曜日 第2175号

### ◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	435
貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任の廃止.....	435
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	435
保安林の指定施業要件の変更予定.....	436
土地改良区役員の就退任の届出.....	436
建設業者の許可の取消し.....	437
道路の区域変更（県道美川松山線）.....	437

道路の供用開始（ " ）.....	437
道路の区域変更（一般国道378号）.....	438
道路の供用開始（ " ）.....	438
道路の供用開始（県道広見吉田線）.....	438

### 選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....	438
---	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第716号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年6月15日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
マルナカ今治松本店	今治市松本町五丁目1-1外	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	41.4㎡	45.2㎡	平成21年9月17日	平成22年6月7日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

### ○愛媛県告示第717号

貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任（平成20年1月愛媛県告示第80号）は、平成22年6月17日限り廃止する。

平成22年6月15日

愛媛県知事 加戸守行

林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成22年6月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
大洲市河辺町北平2584から2586まで、2588、2592から2609まで、2611から2615まで、2617、2618、2620、2622、2624、2625、2628、2797から2803まで、2805、2807、2811、2813から2824まで、2826、2828、2829、2832、2849、2850、3724、3727から3729まで、3731、3732、3734、3737、3738、3741、3743から3747まで

### ○愛媛県告示第718号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森

で、3749から3751まで、3753から3755まで、3917、3920から3925まで、3927から3929まで、3942から3950まで、3954、3998から4000まで、4002、4003、4006から4010まで、4014から4018まで、4021から4029まで、4031、4040から4044まで、4047から4058まで、4152から4155まで、4163から4165まで、4167から4172まで、4174、4181

- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
大洲市河辺町北平2128から2130まで、2132、2133、2135、2137から2139まで、2142から2145まで、2152から2156まで、2158から2164まで、2182、2183、2191、2192、2194から2199まで、2200の1、2200の2、2201の1、2201の2、2202から2205まで、2206の1、2206の2、2207の1、2207の2、2208の1、2208の2、2209、2211、2213から2224まで、2226から2230まで、2234、2235、2238から2240まで、2242から2249まで、2251、2254、2255、2257から2261まで、2262の1、2262の2、2263から2271まで、2273から2287まで、2289、2291、2295、2296、2298から2307まで、2313、2329、2356、2371、2372、2374、2375、2379から2396まで

- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡鬼北町大字父野川上522から524まで、526から528まで、530、531、546、547、802、803、850、853から855まで、857、858、861から865まで、869から873まで、895、1019、1130から1132まで、1141、1143から1151まで、1152の1、1152の2、1155、1309、1315、大字父野川下1833、1856、1860、1861、1863、1873から1884まで、1888、1889、1893の1、1893の2、1896から1908まで、1913、1914、1919から1926まで、1929から1931まで、1957、1960、1961、1979から1986まで、1987の1、1987の3、1988から1994まで、2007、2008、2011から2018まで、大字父野川中1084、1116、1134、1137、1138、1140、1142から1145まで、1147から1153まで、1157から1159まで、1174、1175、1177から1182まで、1185、1187から1191まで、1194から1206まで、

1309から1316まで、1319から1321まで、1406、1411から1415まで、1418、1420、1428から1435まで、丙581の2から丙581の11まで、丙581の20から丙581の25まで、大字日向谷1594から1597まで、1608の1、1609、1610の1、1615、1616の1、1617の1、1636から1638まで、1732から1736まで、1842から1846まで、1847の1、1847の2、1848の1、1850の1、1850の2、1851、1852の1、1852の2、1853の1、1853の2、1854、1855の1、1855の2、1856、1858から1862まで、1930、1931

- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第719号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

昭和63年12月13日愛媛県告示第1554号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第720号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市下島山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 6月15日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 英 機	西条市下島山甲2649 - 4
"	戸 田 平 男	西条市下島山甲727

"	森 本 聡	西条市下島山甲167
"	河 端 功 蔵	西条市下島山甲1952
"	西 原 修 造	西条市下島山甲2306 - 2
"	加 藤 尚	西条市下島山甲600 - 2
"	越 智 久	西条市下島山甲594
"	河 端 通 保	西条市下島山甲1856
"	三 浦 新 一	西条市下島山甲994 - 2
"	坪 井 貞	西条市船屋甲549
"	遊 口 誠 二	西条市船屋甲521
監 事	森 本 輝 夫	西条市下島山甲27
"	加 藤 国 広	西条市下島山甲463
"	三 浦 廣 美	西条市下島山甲1254

理 事	平 田 忠 士	西条市下島山甲920
"	森 本 仁	西条市下島山甲169
"	森 久 一	西条市下島山甲2494
"	高 橋 由 則	西条市下島山甲567
"	西 原 修 造	西条市下島山甲2306 - 2
"	高 橋 正 男	西条市下島山甲677
"	西 原 功	西条市下島山甲662
"	河 端 功 蔵	西条市下島山甲1952
"	河 端 通 保	西条市下島山甲1856
"	川 上 昭 芳	西条市船屋甲402 - 5
"	坪 井 貞	西条市船屋甲549
監 事	森 本 貞 俊	西条市下島山甲118番地
"	浅 野 延 夫	西条市下島山甲722 - 3
"	河 野 満 雄	西条市下島山甲1288 - 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所

○愛媛県告示第721号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般19)第13961号	平成20年 3月11日	(株)アルファー産業	平岡 康德	松山市恵原町甲803	平成22年 5月6日	建築工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般・特17)第1631号	平成17年 6月20日	松山土建(株)	田之内 裕	松山市辻町1-35	平成22年 5月12日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般・特18)第10151号	平成18年 7月18日	(株)富士原冷機	富士原 武	松山市天山3-9-23	平成22年 5月14日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般17)第15851号	平成17年 11月17日	(有)一貴産業	金山 元重	伊予郡松前町大字筒井 1240-3	平成22年 5月27日	石工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町有枝2879番1地先から 同町有枝2919番2まで	旧	メートル 3.9~15.0	キロメートル 0.158	
			新	15.1~31.4	0.158	

○愛媛県告示第723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町有枝2879番 1地先から 同町有枝2919番 2まで	平成22年 6月15日

## ○愛媛県告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	宇和島市吉田町白浦字三ツ尾2376番 2	旧	メートル 3.9～9.0	キロメートル 0.090	
			新	7.6～12.0	0.090	

## ○愛媛県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	宇和島市吉田町白浦字三ツ尾2376番 2	平成22年 6月15日

## ○愛媛県告示第726号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町大内873番 2から 同町古藤田198番 1まで	平成22年 6月15日

---

**選挙管理委員会告示**


---

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年 6月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員(人)	施設の名称	施設の所在地	定員(人)
省略			省略		
省略			東温市老人憩の家	東温市南方459番地 2	40
省略			省略		
上島町老人福祉センター	省略		上島町老人福祉センター	省略	
せとうち交流館	越智郡上島町弓削下弓削 1037番地 2	300			
省略			省略		